

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき、愛媛県立中央病院整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第8条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価の結果を公表する。

平成19年8月31日

愛媛県知事 加戸 守行

特定事業（愛媛県立中央病院整備運営事業）の選定について

1 事業概要

愛媛県立中央病院は、築後32年を経過し、構造的な老朽化に加え、その後の診療機能の拡大や患者数の増加のほか、県立病院に求められる機能の高度化等により、機能的にも一部限界に達している。

本事業は、平成19年8月2日に公表した実施方針に記載されている本事業の背景及び基本的な考え等を踏まえた上で、PFI法に基づき実施することで、事業者の資金調達及び経営、技術的ノウハウを活用した既存施設の解体や病院施設等の設計、改修・新設及び医療機器等の調達並びに維持管理・運営を実施し、より質の高い病院サービスを効率的、効果的かつ安定的に提供することを目的とする。

(1) 事業名

愛媛県立中央病院整備運営事業

(2) 対象となる公共施設の種類、名称及び規模

病院施設及びその附帯施設（以下「病院施設等」という。）

愛媛県立中央病院 823床

(3) 事業実施場所

建設計画地：愛媛県松山市春日町83番地外

計画敷地面積：約35,000㎡

※ただし、建蔽率・容積率を算出する際の基準となる面積は、別途公表する予定である。

(4) 事業内容

入札説明書等に定める手続によって選定され、県と事業契約を締結した事業者は、PFI法に基づき、以下の業務を遂行する。

① 統括マネジメント業務

ア ②から⑤に掲げる個別業務のマネジメント業務（開院準備支援業務を含む）

イ 病院経営支援業務

② 病院施設等の整備業務

- ア 施設整備に係る事前調査及びその関連業務
- イ 施設的设计及びその関連業務（許認可手続等）
- ウ 解体を要する既存施設の解体業務
- エ 施設の建築・土木工事及びその関連業務
- オ 周辺影響調査、対策業務
- カ 電波障害調査、対策業務
- キ 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務
- ク 工事監理業務
- ケ 建設工事に伴う各種申請業務

③ 調達関連業務

- ア 医療機器（給食用機器を含む）（初期調達分）
- イ 診療材料及びその他準備品・消耗品
- ウ 医薬品
- エ 一般備品（初期調達分）

④ 運営業務

- ア 診療技術支援業務
 - （ア）食事の提供業務
 - （イ）医療機器の管理・保守点検業務
 - （ウ）医療補助業務
- イ 物流管理関連業務
 - （ア）物品管理業務（ベッドステーション業務を含む）
 - （イ）滅菌消毒業務
 - （ウ）洗濯業務
- ウ 情報管理関連業務
 - （ア）診療情報管理業務
 - （イ）医療事務業務（電話交換業務を含む）
- エ 施設維持管理業務
 - （ア）清掃業務（植栽管理業務を含む）
 - （イ）施設メンテナンス業務（駐車場管理業務及び医療用ガスの供給設備保守点検業務を含む）
 - （ウ）警備業務

⑤ 利便施設運営業務（売店・レストラン・理美容店等）

(5) 事業方式

事業者がPFI法に基づき資金の一部を自ら調達して解体を要する施設を解体し、施設を設計・新設するとともに医療機器等を調達し、その施設等の所有権を県に移管した後、維持管理・運営期間中にわたる運営業務等を遂行し、対象施設において県の求めるサービスを提供するBTO方式（Build, Transfer, Operate）及び改修施設については、施設を設計・改修した後、運営業務等を遂行し、対象施設において県の求めるサービスを提供するRO方式（Rehabilitate, Operate）により実施する。

(6) 事業期間

事業期間は解体及び設計、改修・新設並びに医療機器等の初期調達期間のほか、維持管理・運営期間は1号館の供用開始予定である平成25年6月から平成45年3月31日までとする。

2 県が直接事業を実施する場合と民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業（以下「PFI事業」という。）として実施する場合とを比較した評価

(1) コスト算出による定量的評価

ア 前提条件

本事業を県が実施する場合の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額とを比較するに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	県が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	1 設計、改修及び新設並びに医療機器等の初期調達を含めた初期投資費用 2 上記以外の運営業務等に係る費用（運営期間中の調達関連業務費を含む） 3 企業債金利	1 設計、改修及び新設並びに医療機器等の初期調達を含めた初期投資費用 2 上記以外の運営業務等に係る費用（運営期間中の調達関連業務費を含む） 3 企業債金利 4 保険料 5 民間資金調達に伴う金融費用（金利を含む） 6 アドバイザー費用 7 公租公課
施設内容	1 病床数・・・823床 2 診療科・・・24診療科（現病院と同様） 3 平均在院日数・・・14日を目指す 4 病床利用率・・・90～95%を維持する 5 外来想定患者数・・・1日あたり1,700名	左に同じ
初期投資費用	同種の公共施設の実績並びに近年の物価水準を勘案して設定した設計費及び建設費を含む初期投資費用	民間事業者の創意工夫が期待されるコスト削減を想定して設定した設計費及び建設費を含む初期投資費用
運営業務等に関する費用	基本計画等において試算した経費を勘案して設定した運営業務等に係る費用	民間事業者の創意工夫が期待されるコスト削減を想定して設定した運営業務等に係る費用
資金調達に関する事項	1 企業債 2 自己財源	1 企業債 2 民間事業者の自己資金 3 市中借入金
割引率	2.65%	左に同じ
その他	物価変動は見込まない	左に同じ

イ 算定方法

アの前提条件を基に、県の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出した額を割引率により現在価値に割り戻して算定した。

ウ 評価結果

本事業をPFI事業として実施することにより、県が直接実施する場合と比べて、事業期間全体で県の財政負担額を5.4%程度縮減することが期待できる。

(2) PFI事業として実施することの定性的評価

PFI事業として実施することにより、以下の定性的評価が期待できる。

ア 県と民間事業者の明確な役割分担による医療サービス水準の向上

これまで県が個別の委託業者と行っていた診療周辺業務の指導・調整等について、PFI手法の導入により、新たに民間事業者が総合的に管理することとなる。この結果、県は診療や看護等の業務に専念することができることから、より患者さんに提供する医療サービス水準の向上が期待できる。また、民間事業者は自らの業務範囲となる診療周辺業務について創意工夫を図り効率的に対応することになり、新たな役割分担に基づいた全体としての医療サービス水準の向上も期待できる。

イ 県と民間事業者の協働による継続的なサービス水準の向上

民間事業者は、県との協働関係のもとで、セルフモニタリングの実施を含めた効果的なマネジメントに基づき、質の高い病院運営の実現のために創意工夫を図り、弾力的なサービスの見直しや効率化に取り組むこととなる。その結果、医療ニーズの変化や病院を取り巻く様々な環境変化に対して、迅速・的確な対応が期待できる。

県においても、民間事業者の実施する業務水準について、病院利用者の満足度調査結果等に基づくモニタリングを行うことにより、事業期間にわたる継続的なサービス水準の向上が期待できる。

ウ 利便施設による利用者環境の向上

レストランや売店等の利便施設運営業務を民間事業者が実施することで、民間の経営ノウハウの活用により、より利用者のニーズを考慮した業務内容の提案と効率的かつ効果的な運営が期待でき、結果として施設利用者の環境向上が期待できる。

エ 長期包括契約による診療周辺業務の効率化とサービス水準の向上

これまで単年度契約により個別発注していた様々な診療周辺業務などの外部委託業務はPFI事業として長期かつ包括化することとなる。その結果、民間事業者において、各種業務に対する専門性がより一層発揮されるだけでなく、各業務間の隙間がなくなることで全体としてのサービス水準の向上が図られる。また、複数業務間の再構築が図られることにより、業務の効率化及びサービス水準の一層の向上が期待できる。

オ 各業務を一体的に性能発注することによる本事業の効率化やサービス水準の向上

従来は個別に契約されていた設計、施工及び運営等といった各業務を一体化すること

により、設計段階から施工や運営までを視野に入れた、患者の利便性や維持管理に十分配慮した効果的な整備が期待できる。また、仕様によらず、性能発注とすることで、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することが可能となり、本事業の効率化やサービス水準の向上が期待できる。

(3) 民間事業者に移転されるリスク評価

リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方から、民間事業者にリスクの一部を移転することにより、将来発生する可能性のある県の財政負担額を縮減するとともに、不測の事態において、迅速・的確な対応が期待できる。

(4) VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

定量的評価、定性的評価及びリスク評価による総合的評価として、本事業をPFI事業として実施することで民間事業者の事業運営にかかる効率的、効果的なノウハウの活用が可能となり、財政負担額の削減効果、医療サービス水準の向上が期待できる。

したがって、本事業をPFI法第6条に規定する特定事業として選定することが適当である。